

53. 九州市議会議長会会則

昭和 41 年 4 月 1 日 制定

(中略)

昭和 49 年 4 月 18 日 改正

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この会は、九州市議会議長会という。

(組織)

第 2 条 この会は、九州市議会の議長をもって組織し、全国市議会議長会九州部会となる。

(目的)

第 3 条 この会は、地方自治の確立と都市の興隆発展を図るとともに、全国市議会議長会九州部会としての任務を達成することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地方自治の拡充強化に関する調査研究
- (2) 都市の興隆発展に関する調査研究
- (3) 市議会の制度及び運営に関する調査研究
- (4) 前各号の実現を図るための必要な運動
- (5) その他必要な事項

(事務所)

第 5 条 この会の事務所は、会長所在の市議会事務局内に置く。

第 2 章 役員

(役員)

第 6 条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 支部長 8 人

(4) 理事 若干名

(5) 監事 2人

(役員を選任)

第7条 会長は、総会開催市の議長を、副会長は、次回の総会開催市の議長をそれぞれあてる。

2 支部長は、各縣市議会議長会の会長を総会において選任する。

3 理事は、別表により、各縣市議会議長会の推薦するものを総会において選任する。

4 監事は、総会において選任する。

5 支部長、理事及び監事に欠員を生じたときは、第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらずその後任者は、会長が当該県支部の推薦するものにつき選任することができる。この場合、会長は、次の理事会にこれを報告し、その承認を得なければならない。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 支部長は、支部を代表し、本会の施策及び運営に参画する。

4 監事は、会計監査にあたるほか、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員兼職)

第9条 会長は、全国市議会議長会の部会長となる。

2 支部長は、全国市議会議長会の理事となる。

3 理事は、全国市議会議長会の評議員を兼ねることができる。

(役員報酬)

第10条 役員は、すべて無報酬とする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは費用の実費を弁償することができる。

(役員任期)

第11条 役員任期は、定期総会において選任されたときから次期の定期総会において後任者が選任されたときまでとする。

- 2 補欠の役員及び第7条第3項の規定により増員された役員の任期は、その選任されたときから前項の役員改正の定期総会において後任者が選任されたときまでとする。

第3章 相談役

(相談役)

- 第12条 会長が必要と認めたときは、総会の議決を経て相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、この会に功績があつて現に市議会議長の職にあるものの中から委嘱する。
 - 3 相談役は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第4章 総会

(総会)

- 第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 定期総会は、毎年1回開き、臨時総会は、会長が必要と認めたとき理事会の議決を経て開くことができる。
 - 3 臨時総会を開催することができない事情があるときは、理事会でこれを代行することができる。

(招集)

- 第14条 総会は、会長が招集する。
- 2 会長が総会を招集しようとするときは、開催の日時、場所その他必要な事項を開催日前30日までに、各市議会議長に通知しなければならない。

(権限)

- 第15条 総会は、この会則に特別の定めがあるものを除くほか、次に掲げる事項を議決する。
- (1) この会の重要な施策及び運営に関する事項
 - (2) 全国市議会議長会に提出する議案その他関係機関に提出する要望書
 - (3) 予算及び決算
 - (4) 定期総会開催市の決定
 - (5) 全国市議会議長会の役員に関する事項
 - (6) その他会長において必要と認められた事項

(定足数、議長及び表決)

第 16 条 総会は、各市議会議長(議長欠席の場合はその代理者)の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

2 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、開催市議長をこれにあてることができる。

3 総会の議事は、出席者過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議案の提出)

第 17 条 総会に提出しようとする議案は、各県市議会議長会においてとりまとめ、開催期日前 15 日までに会長及び会議開催市議長に送付しなければならない。

2 緊急を要する議案は、前項の規定にかかわらず理事会の承認を得て提出することができる。

3 会長は、いつでも総会に議案を提出することができる。

(議事録の作成)

第 18 条 会長は、総会議事録を作成し、すみやかに各市議会議長に送付しなければならない。

2 第 16 条第 2 項ただし書の規定により、議長の職務を行った市の議会議長は、延滞なく議事録を作成し、会長に提出しなければならない。

第 5 章 理事会

(組織及び権限)

第 19 条 理事会は、会長、副会長、支部長及び理事で組織し、この会則に特別の定めがあるものを除くほか、次の事項を掌理する。

(1) この会の運営に関する事項

(2) 総会の議決事項の実現促進

(3) 総会に付議すべき事項

(4) 緊急事件についての総会にかかわるべき議決

(5) 諸規定の制定及び改廃

(6) その他会長において必要と認めた事項

(招集及び議長)

第 20 条 理事会は、会長が認めたとき招集する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数等の準用)

第 21 条 第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 17 条第 1 項並びに第 3 項の規定は、この章の会議に準用する。

第 6 章 支部

(支部)

第 22 条 この会に支部を置く。

2 前項の支部は、各縣市議会議長会をもってこれにあてる。

3 各支部に関する事項は、当該支部が定める。

(支部長会議)

第 23 条 会長は、必要と認めたときは、支部長会議を開くことができる。

第 7 章 会計

(経費)

第 24 条 この会の経費は、各市の負担金及びその他の収入をもってあてる。

2 前項の各市の負担金は、毎年度予算で定める。

(会計年度)

第 25 条 この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 8 章 補則

(会則の改廃)

第 26 条 この会則の改廃は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

(全国市議会議長会に対する役員推薦の特例)

第 27 条 この会が推薦した全国市議会議長会の役員(部会長を除く。)に欠員を生じ、その後任者を推薦する場合は、第 15 条第 1 項第 5 号及び第 19 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、当該支部の推薦するものにつき、会長においてこれを推薦することができる。

(会則の施行)

第 28 条 この会則の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

(会則の疑義)

第 29 条 この会則の疑義については、会長の決するところによる。

附 則

1 この会則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行し、第 9 条の規定は、昭和 41 年 5 月 26 日から適用する。

附 則

1 この会則は、昭和 42 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

1 この会則は、昭和 45 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

1 この会則は、昭和 49 年 4 月 18 日から施行する。

(別 表)

理事	当該県の区域内の市の数	人員
	10 市未満	2
	10 市以上 20 市未満	3
	20 市以上 30 市未満	4